

## 「公的関与が必要な森林の対象範囲」と 新たな森林経営管理制度との関係について

- 国税が措置されているとみなすためには、原則として新たな森林経営管理制度の対象であることが必要と考える。

区分	国の考え方（要旨）※
ア. 条件不利人工林 （民間私有林）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>対象</u>（国の説明、配布資料等による）</li> <li>・ 森林環境譲与税（仮称）において、私有林人工林の面積が譲与基準の基礎とされている。</li> </ul>
イ. 広葉樹林 （里山、ブナ林等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 天然林は<u>対象とならない</u>。</li> <li>・ なお、地域の実情等に応じ、対象とすることも可能（財産区、人為による施業が必要な天然林等）。</li> </ul>
ウ. 集落管理人工林	
生産森林組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として<u>対象として扱うべきではない</u>。</li> <li>・ 地域の実情により、やむを得ず対象とする場合でも、組合の解散後とすることが望ましい。</li> </ul>
財産区有林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公有林は<u>対象とならない</u>。</li> <li>・ なお、地域の実情等に応じ、対象とすることも可能（財産区、人為による施業が必要な天然林等）。</li> </ul>
エ. 条件不利人工林 （公有林等）	
県・市町村営林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公有林は<u>対象とならない</u>。</li> <li>・ なお、地域の実情等に応じ、対象とすることも可能（財産区、人為による施業が必要な天然林等）。</li> </ul>
公社分収林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林環境譲与税（仮称）の譲与基準となる私有林人工林面積には、林業公社等の公的な関与のある森林は<u>含まれない</u>。</li> </ul>

※ 林野庁配布の「森林経営管理法の事務の手引き（H30.12）」、「森林環境譲与税及び森林環境譲与税Q&A（H30.1）」による。